

## コンテンツ海外展開等促進事業費補助金交付要綱（案）

### （通則）

第1条 コンテンツ海外展開等促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### （目的）

第2条 本補助金は、経済産業省及び総務省が連携して、コンテンツ海外展開等促進基金を造成し、当該基金を活用して、海外展開に必要な映像素材のローカライズやプロモーションへの支援等、日本のコンテンツの海外発信に対する総合的な支援を実施することにより、日本ブーム創出に伴う関連産業の海外展開の拡大、観光等の促進につなげることを目的とする。

### （交付先）

第3条 この補助金は、ローカライズへの支援については経済産業大臣及び総務大臣（以下「両大臣」という。）が、プロモーションへの支援については経済産業大臣が、別途定める「コンテンツ海外展開等促進事業実施要領」（以下「実施要領」という。）に定める事業を実施する民間団体等（以下、「基金設置法人」という。）に対し、その申請に基づいて交付する。

### （交付の対象及び交付額）

第4条 この補助金は、基金設置法人が、実施要領に定める事業を実施するための基金（以下「基金」という。）を造成する事業（以下「交付対象事業」という。）に対して、予算の範囲内において、本補助金を交付する。なお、この補助金の交付額は定額とする。

### （申請手続及び変更申請手続）

- 第5条 本補助金の申請は、交付申請書（様式第1）に基金事業計画書（様式第2）を添えて、経済産業大臣又は両大臣に提出して行うものとする。
- 2 本補助金の交付の決定を受けた後の事情の変更により交付申請書（様式第1）の内容を変更して事業を行う場合には、変更交付申請書（様式第3）に基金事業計画書（様式第2）を添えて速やかに経済産業大臣又は両大臣に提出して行うものとする。
  - 3 本補助金の交付の決定を受けた後の事情の変更により基金事業計画書（様式第

2) の内容を変更して事業を行う場合には、速やかに変更した基金事業計画書（様式第2）を経済産業大臣又は両大臣に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第6条 経済産業大臣又は両大臣は、前条第1項又は前条第2項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、本補助金の交付を決定（変更の決定も含む。）したときは、交付決定通知書（様式第4）を申請者に送付する。

2 前条第1項又は前条第2項による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

（交付の条件）

第7条 この補助金の交付の条件には、次の条件が付されるものとする。

一 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合には、経済産業大臣又は両大臣の承認を受けなければならない。

二 交付対象事業が予定期間内に完了しない場合又は交付対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに経済産業大臣又は両大臣に報告して、その指示を受けなければならない。

三 交付対象事業の遂行及び支出状況並びに基金設置法人により行う実施要領に定める事業について報告を求められた場合には、速やかにその状況についての報告を記載した書面を作成し、経済産業大臣又は両大臣に提出しなければならない。

四 交付対象事業に係る予算と決算との関係を明らかにした調書（様式第5号）を作成し、これを交付対象事業の完了した日（交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

五 基金を解散する場合には、解散するときに保有する基金の残余额を経済産業大臣又は両大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。

六 基金の経理について、他の基金事業の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の用途を明らかにしておかななければならない。

（申請の取下げ）

第8条 第6条1項により交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、当該補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面をもって経済産業大臣又は両大臣に申し出なければならない。

(補助金の請求)

第9条 第6条第1項により交付決定通知を受け、本補助金の支払いを受けようとするときは、補助金支払請求書(様式第6)を経済産業大臣又は両大臣に提出しなければならない。

(実績報告等)

第10条 この補助金の実績報告は、交付対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日(第15条第1項による交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該命令がなされた日から起算して30日を経過した日)又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第7)を、実施要領に従い、経済産業大臣又は両大臣に提出しなければならない。

- 2 基金からの支払いに当たっては、支払額、その明細及び根拠を示す書類並びに基金の残高に関する資料を整えとともに、会計年度ごとに翌年度の4月10日までに年度報告書(様式第8)を、経済産業大臣又は両大臣に提出しなければならない。
- 3 前2項の期日については、経済産業大臣又は両大臣が特に必要があり、かつ、予算の施行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

(補助金の額の確定等)

第11条 経済産業大臣又は両大臣は、前条第1項を受けた場合には、報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、基金が本補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき本補助金の額を確定し、基金設置法人に通知する。

- 2 経済産業大臣又は両大臣は、基金設置法人に交付すべき本補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える本補助金の額が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。
- 3 前項の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がなされない場合には未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(基金の経理)

第12条 基金設置法人は、基金の経理について、他の経理と明確に区分して帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 基金設置法人は、前項の帳簿及び証拠書類を基金事業の終了した日の属する年度の終了後5年間、経済産業大臣又は両大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

(是正のための措置)

第13条 経済産業大臣又は両大臣は、交付対象事業、基金の管理又は基金により行う実施要領に定める事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置をとるべきことを基金設置法人に対し命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第14条 経済産業大臣又は両大臣は、交付対象事業の全部若しくは一部を中止又は廃止する申請があった場合又は次に掲げる場合には、交付した本補助金の全部又はその一部を取り消すことができる。

- 一 基金設置法人が、適正化法、施行令その他の法令、本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
  - 二 基金設置法人が、基金をこの要綱又は実施要領に定める用途以外に使用した場合
  - 三 基金設置法人が、交付対象事業又は基金の管理運営に関して不正、怠慢その他の不適切な行為をした場合
  - 四 基金設置法人が、基金を活用して行う実施要領に定める事業の事業者に対して指導監督を十分に行わない場合
  - 五 基金設置法人が、前四号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、基金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 経済産業大臣又は両大臣は、前項の取消しがあった場合において、当該取消しに係る部分の返還を命ずる。
- 3 前項による返還は、第11条第2及び3項に準用する。
- 4 基金設置法人は、第2項の規定による返還を命じられた場合には、これを国庫に返還しなければならない。

(基金事業の見直しをする時期等)

第15条 基金設置法人は、基金事業について、少なくとも2年に1回は定期的に見直しを行う。

- 2 基金設置法人は、定期的な見直しを行う際に、基金事業の達成度を評価し、公表する。
- 3 基金設置法人は、定期的な見直しを行う際に、基金の保有割合（基金事業に要する費用に対する保有基金額等の割合）を算出し、当該保有割合を、実施要領に従い、経済産業大臣又は両大臣に報告する。  
また、基金の保有割合の公表に際しては、当該算出に用いた算出方法（算式）及び数値を経済産業大臣又は両大臣に報告する。
- 4 定期的な見直しの結果、基金の使用見込みが低い等となった場合は、基金の財源となっている国からの補助金等の国庫への返還など、その基金の取扱いを検討

する。

また、当該検討結果を経済産業大臣又は両大臣に報告する。

(基金事業の終了等)

第16条 基金事業は、平成26年12月までに終了するものとする。

2 基金管理法人は、基金事業の終了時において、基金に残余额がある場合は、これを国庫に返還するものとする。

3 基金設置法人は、基金事業の終了後において、事業者から補助金の返還があった場合には、これを国庫に返還しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定める事項については、必要が生じた場合には、実施要領に従い、経済産業大臣又は両大臣が必要な変更を行うことができるものとする。

附則

この要綱は、平成25年03月 日から施行する。

(様式第1)

番 号  
年 月 日

経済産業大臣 殿  
総務大臣 殿

住 所  
申請者 名  
代 表 名 印

コンテンツ海外展開等促進事業費補助金の交付申請書

コンテンツ海外展開等促進事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

1. 補助金交付申請額 金 円

2. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為 (写)
- (2) 直近3年間の事業報告及び決算報告 (又は事業計画及び収支予算)
- (3) 基金の管理・運用方法及び業務実施体制を明らかにした書類

(様式第2)

番 号  
年 月 日

経済産業大臣 殿  
総務大臣 殿

住 所  
申請者 名  
代 表 名 印

コンテンツ海外展開等促進事業費補助金に係る基金事業計画書

1. 基金事業名
2. 基金事業の内容
3. 基金事業の期間
4. 基金事業の年度配分計画

コンテンツ海外展開等促進事業費補助金からの配分額 (円)	
平成 24 年度	
平成 25 年度	
合計	

添付資料

その他、基金事業の内容等を確認するために必要な資料

(様式第3)

番 号  
年 月 日

経済産業大臣 殿  
総務大臣 殿

住 所  
基金設置法人 名  
代 表 名 印

コンテンツ海外展開等促進事業費補助金の変更交付申請書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付の決定を受けたコンテンツ海外展開等促進事業費補助金について、コンテンツ海外展開等促進事業費補助金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり変更したいので申請します。

1. 補助金交付申請額 金 円  
(既交付決定額 金 円)

2. 変更を受けようとする理由

3. 添付書類

- (1) 直近3年間の事業報告及び決算報告（又は事業計画及び収支予算）の抄本
- (2) 基金管理状況を示した書類



(様式第4)

番 号  
年 月 日

基金設置法人 代表 名 殿

〇〇大臣 名 印

コンテンツ海外展開等促進事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け第 号をもって申請のありましたコンテンツ海外展開等促進事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）の内容は、平成 年 月 日付け第 号で申請のありましたコンテンツ海外展開等促進事業費補助金交付申請書及びコンテンツ海外展開等促進事業費補助金に係る基金事業計画書の記載のとおりとします。
  2. 補助金の額は、次のとおりとします。ただし、補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとします。
- 補助金の額 金 円
3. この補助金は、コンテンツ海外展開等促進事業費補助金交付要綱（平成 第 号。以下「交付要綱」という。）に掲げる事項を条件として交付するものとします。
  4. 事業に係る実績報告は、交付要綱第10条に定めるところにより行わなければなりません。
  5. 本通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、本通知を受けた日から起算して15日を経過した日までに、申請の取下げをすることができるものとします。

(様式第5)

コンテンツ海外展開等促進事業費補助金(平成24年度補正予算分)交付調書

番 号  
年 月 日

(単位:円)

国		法人									備考
算出予算科目	交付決定額	歳入			歳入						
		科目	予算規模	収入済額	科目	予算規模	うち補助金相当額	支出済額	うち補助金相当額		

注1)「法人」の欄の「科目」欄は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。

注2)「備考」欄は、参考となるべき事項を記載すること。

(様式第6)

番 号  
年 月 日

経済産業大臣 殿  
総務大臣 殿

基金設置法人 代表 名 印

コンテンツ海外展開等促進事業費補助金支払請求書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付の決定を受けたコンテンツ海外展開等促進事業費補助金については、コンテンツ海外展開等促進事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

1. 補助金請求額 金 円
2. 払込金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

(様式第7)

番 号  
年 月 日

経済産業大臣 殿  
総務大臣 殿

基金設置法人 代表 名 印

コンテンツ海外展開等促進事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付の決定を受けたコンテンツ海外展開等促進事業費補助金については、コンテンツ海外展開等促進事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1. 交付決定額及び交付決定年月日

(1) 交付決定額 金 円

(2) 交付決定年月日

2. 基金の払込み、保有の状況がわかる書類

(様式第8)

番 号  
年 月 日

経済産業大臣 殿  
総務大臣 殿

基金設置法人 代表 名 印

コンテンツ海外展開等促進事業費補助金年度報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付の決定を受けたコンテンツ海外展開等促進事業費補助金については、コンテンツ海外展開等促進事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1. 平成 年度基金残額 金 円

A 交付決定額又は 前年度の基金残額	円
B 当該年度の基金運用 による収入額	円
C 当該年度中に基金 事業に要した経費	円
当該年度末の基金残額 (A + B - C)	円

2. 添付書類

- (1) 基金設置法人の収支が分かる書類
- (2) 基金の入出金・保有の状況が分かる書類
- (3) 基金事業の実施状況が分かる書類